

# 納付金・市町村標準保険料率算定のイメージ

令和7年度第1回  
千葉県国民健康保険運営協議会  
資料4-1

保険給付費（医療分）  
県総額：3,722億円

前期 高齢者 交付金	公費等	納付金 算定 基礎額
1,583 億円	1,066 億円	1,073 億円

A市  
納付金



B市  
納付金



C市  
納付金

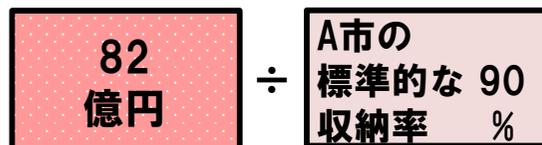
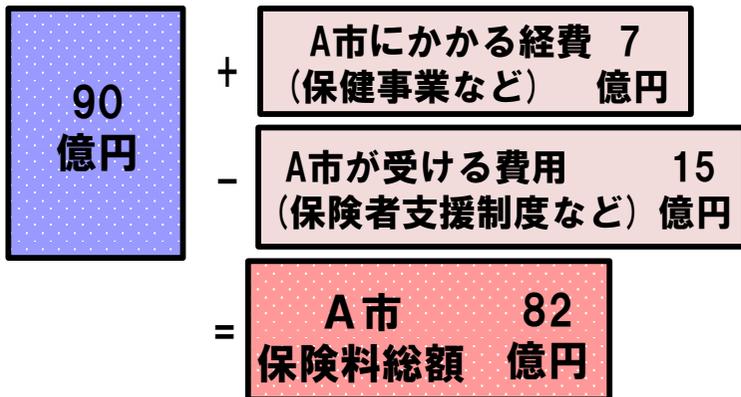


...

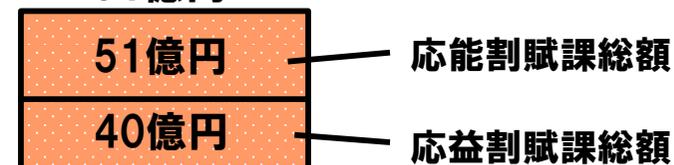
① 保険給付費から前期高齢者交付金や公費等を控除して納付金算定基礎額を算定。

② ①を所得や人数のシェア、医療費水準に応じて各市町村に配分し、各市町村の納付金を算定。

A市



91億円



〈市町村標準保険料率〉  
 所得割率 = 応能割賦課総額 ÷ 所得総額  
 ( 7.87% ≐ 51億円 ÷ 648億円 )  
 均等割額 = 応益割賦課総額 ÷ 被保険者総数  
 ( 47,600円 ≐ 40億円 ÷ 8.4万人 )

③ ②に市町村ごとの経費や補助金等を加減算し、保険料総額を算出

④ ③に標準的な収納率を割り戻し、調整後保険料総額を算出

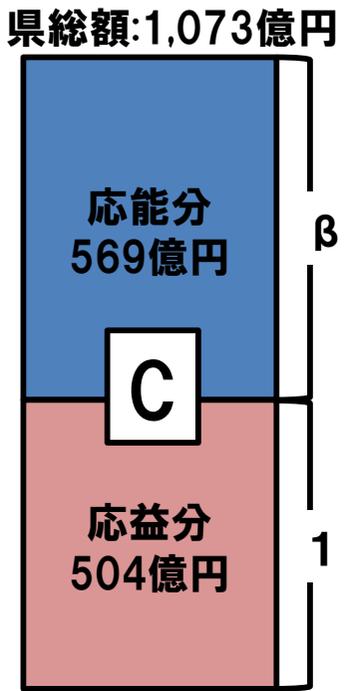
⑤ ④を各市町村の所得や人数のシェアに応じて分割した上で、それぞれ標準保険料率を算出

# 納付金の各市町村への配分イメージ（上記②の配分方法）

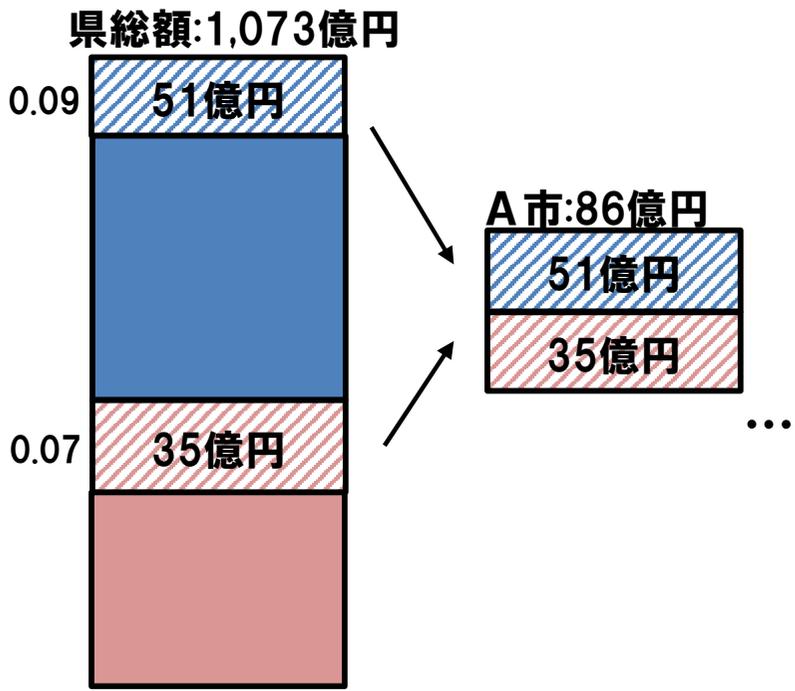
$$c = C \times \{1 + \alpha \cdot (\text{年齢調整後の医療費指数} - 1)\} \times \{\beta \cdot (\text{所得のシェア}) + (\text{人数のシェア})\} / (1 + \beta) \times \gamma$$

- c : 各市町村ごとの納付金基礎額
- C : 納付金算定基礎額
- α : 医療費指数反映係数 (0 ≤ α ≤ 1)
- β : 全国平均と比較した県の所得水準 (全国平均のとき β = 1)
- γ : 総額をCに合わせるための調整係数

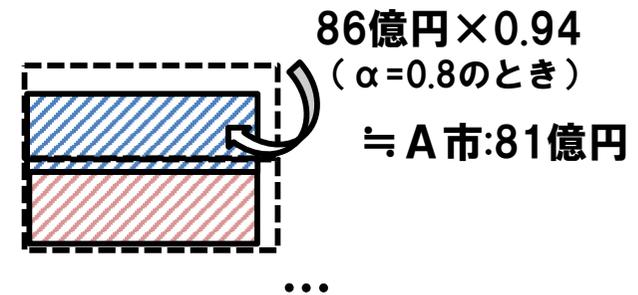
	県	A市	...
所得総額 (シェア)	7,485億円 (1)	700億円 (0.09)	
人数 (シェア)	108万人 (1)	8万人 (0.07)	
年齢調整後の医療費指数	0.92	0.93	



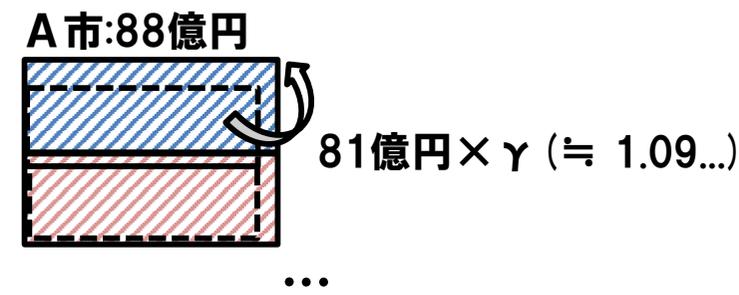
① Cを β:1に配分 (例) β = 1.13



② ①のうち、応能分を所得のシェア、応益分を人数のシェアに応じて各市町村に配分



③ ②に {1 + α · (年齢調整後の医療費指数 - 1)} を乗算



④ ③の各市町村合計がC (1,073億円) と等しくなるよう、全市町村の③にγを乗算

# 令和8年度分 納付金・標準保険料率算定の流れ(医療分)

## 【納付金の算定】

### 都道府県全体での保険給付費（一般分）（A）

- + 前期高齢者納付金・前期高齢者関係事務費拠出金
  - 前期高齢者交付金
  - 退職者前期調整額
- } 県全体での加減算項目

### = 前期調整後保険給付費（A'）

- + 特別高額医療費共同事業拠出金
  - + 審査支払手数料
  - 療養給付費等負担金（定率国庫負担（32%））
  - 国・普通調整交付金
  - 国・特別調整交付金（都道府県分）  
（20歳未満の被保険者が多いこと等に係る分、経営努力分）
  - 都道府県繰入金（1号分）
  - 高額医療費負担金（国・都道府県による負担金）
  - 特別高額医療費共同事業負担金
  - 特別高額医療費共同事業交付金
  - 過年度調整（納付金の過多）
  - 保険者努力支援制度（都道府県分）
- } 県全体での加減算項目

### = 保険料収納必要総額（B）

- 地方単独事業の減額調整分（県全体額）

### = 納付金算定基礎額（C）

医療費水準による調整 Z: 当該市町村における年齢調整後医療費指数

$$\times \{1 + \alpha \times (Z - 1)\} \quad \text{※令和8年度は「0.6」とする}$$

所得と人数による分配

$$\times \{\beta(\text{所得(応能)のシェア}) + (\text{人数(応益)のシェア})\} / (1 + \beta)$$

調整係数による調整

$$\times \gamma$$

### = 各市町村の納付金基礎額（c）

- + 地方単独事業の減額調整分
  - 出産育児交付金
- } 個別市町村の実績に応じた額を加減算

### = 各市町村の納付金（d）

## 【標準保険料率の算定】

### 各市町村の納付金（d）

- + 保健事業
- + 直診勘定繰出金
- + 出産育児諸費
- + 葬祭諸費
- + 育児諸費
- + その他保険給付
- + 条例減免に要する費用
- + 特定健康診査等に要する費用

- 保険者支援制度
- 算定可能な都道府県繰入金
- 保険者努力支援制度（市町村分）
- 特定健康診査等負担金
- 過年度の保険料収納見込み
- 出産育児一時金（法定繰入分）
- 財政安定化支援事業繰入金  
（保険料軽減分・過剰病床分）
- 財政安定化支援事業繰入金  
（保険料軽減分・年齢構成差分）
- 一般会計繰入（地方単独事業等に係る波及増）
- 算定可能な特別調整交付金
- 過年度保険料見込（医療分）

} 各市町村個別の加減算項目

### = 標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e）

標準的な収納率（s）による調整

$$\div s$$

### = 調整後の標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e'）

# 令和8年度分 納付金・標準保険料率算定の流れ(後期分)

## 【納付金の算定】

### 後期高齢者支援金等 (A)

- 後期高齢者支援金 (退職分)
- 病床転換支援金 (退職分)

県全体での  
加減算項目

### = 調整後後期高齢者支援金等 (A')

- 後期高齢者支援金国庫負担金
- 国・普通調整交付金
- 都道府県繰入金 (1号分、支援金分)
- 財政安定化基金財政調整事業分 (取崩分、支援金分)

県全体での  
加減算項目

### = 保険料収納必要総額 (B)

○納付金算定のための総額調整が不要であることから、上記で計算した (B) を納付金算定基礎額として用いる。

### = 納付金算定基礎額 (C)

#### 所得と人数による分配

$$\times \{ \beta(\text{所得(応能)のシェア}) + (\text{人数(応益)のシェア}) \} / (1 + \beta)$$

#### 調整係数による調整

$$\times \gamma$$

### = 各市町村の納付金基礎額 (c) = (d)

## 【標準保険料率の算定】

### = 各市町村の納付金 (d)

- + 条例減免に要する費用
- 保険者支援制度 (支援金分)
- 算定可能な都道府県繰入金
- 過年度の保険料収納見込み (支援金分)

各市町村個別の  
加減算項目

### = 標準保険料率の算定に必要な保険料総額 (e)

標準的な収納率 (s) による調整

$$\div s$$

### = 調整後の標準保険料率の算定に必要な保険料総額 (e')

# 令和8年度分 納付金・標準保険料率算定の流れ(介護分)

## 【納付金の算定】

### 介護納付金 (A)

- 介護納付金国庫負担金
- 国・普通調整交付金
- 都道府県繰入金 (1号分、介護分)

県全体での加減算項目

### = 保険料収納必要総額 (B)

○納付金算定のための総額調整が不要であることから、上記で計算した (B) を納付金算定基礎額として用いる。

### = 納付金算定基礎額 (C)

#### 所得と人数による分配

$$\times \{ \beta(\text{所得(応能)のシェア}) + (\text{人数(応益)のシェア}) \} / (1 + \beta)$$

#### 調整係数による調整

$$\times \gamma$$

= 各市町村の納付金基礎額 (c) = (d)

## 【標準保険料率の算定】

### = 各市町村の納付金 (d)

- + 条例減免に要する費用
- 保険者支援制度 (支援金分)
- 算定可能な都道府県繰入金
- 過年度の保険料収納見込み (介護分)

各市町村個別の加減算項目

### = 標準保険料率の算定に必要な保険料総額 (e)

標準的な収納率 (s) による調整

$$\div s$$

### = 調整後の標準保険料率の算定に必要な保険料総額 (e')

# 【新】令和8年度分 納付金・標準保険料率算定の流れ(子ども・子育て支援金分)

## 【納付金の算定】

### 子ども・子育て支援金分納付金 (A)

- 療養給付費等負担金
- 国・普通調整交付金
- 都道府県繰入金 (1号分、子ども分)

県全体での加減算項目

### = 保険料収納必要総額 (B)

○納付金算定のための総額調整が不要であることから、上記で計算した (B) を納付金算定基礎額として用いる。

### = 納付金算定基礎額 (C)

#### 所得と人数による分配

$$\times \{ \beta(\text{所得(応能)のシェア}) + (\text{人数(応益)のシェア}) \} / (1 + \beta)$$

#### 調整係数による調整

$$\times \gamma$$

### = 各市町村の納付金基礎額 (c) = (d)

## 【標準保険料率の算定】

### = 各市町村の納付金 (d)

- + 条例減免に要する費用
- 保険者支援制度 (子ども分)
- 算定可能な都道府県繰入金
- 過年度の保険料収納見込み (子ども分)

各市町村個別の加減算項目

### = 標準保険料率の算定に必要な保険料総額 (e)

標準的な収納率 (s) による調整

$$\div s$$

### = 調整後の標準保険料率の算定に必要な保険料総額 (e')

#### 所得係数 $\beta$ :

所得のシェアをどの程度反映させるかを調整する係数。  
都道府県の所得水準 (子ども含む) に応じて設定する。

※子ども分の所得実績が確定するまでは、医療分の所得を流用する予定。

#### 応能シェア:

当該都道府県の所得総額に占める当該市町村の所得総額の割合 (子どもの所得を含む)

#### 応益シェア:

当該都道府県の18歳以上被保険者総数に占める当該市町村の18歳以上被保険者数の割合